(仮称) 北九州市安全・安心条例に規定する事項(案) に対する市民意見の募集について

1 意見募集期間

平成 26 年 3 月 1 4 日 (金) ~ 4 月 2 日 (水)

2 配布資料

「(仮称) 北九州市安全・安心条例」に規定する事項(案) に対する市民意見の 募集について(別紙)

3 閲覧・配布場所

市民文化スポーツ局安全・安心推進課、市民文化スポーツ局広聴課、 各区役所総務企画課、各出張所、各市民センター、 市ホームページ

4 検討の経緯

○総務財政委員会への報告

平成 25 年 6 月 17 日、7 月 30 日、10 月 29 日、平成 26 年 1 月 17 日

- 〇付属機関「北九州市安全・安心条例検討委員会」による審議 平成25年7月~12月まで5回開催し、12月25日に答申を受けた。
- ○地域ふれあいトークの開催

平成25年9月~11月まで7回開催(各区1回)

〇出前講演の実施

平成 25 年4月~随時実施 現在 53 回実施

5 今後のスケジュール (予定)

平成 26 年4月 総務財政委員会への実施結果報告

6月 条例議案の議会上程

「(仮称) 北九州市安全・安心条例」に規定する 事項(案)に対する市民意見の募集について

北九州市では、「(仮称) 北九州市安全・安心条例」の制定に向けて検討を進めており、このたび、条例に規定する事項(案)をとりまとめました。

つきましては、この条例に規定する事項(案)について、市民の皆さまのご意見を募集いたします。 なお、お寄せいただいたご意見については、個別には回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

意見募集要領

1 意見募集期間

平成26年3月14日(金)から平成26年4月2日(水)まで

- 2 「(仮称) 北九州市安全・安心条例」に規定する事項(案)の閲覧・配布場所
 - ① 市民文化スポーツ局安全・安心推進課(市役所本庁舎2階)
 - ② 市民文化スポーツ局広聴課(市役所本庁舎1階) ③ 各区役所総務企画課
 - ④ 各出張所 ⑤ 各市民センター ⑥ 市ホームページ http://www.city.kitakyushu.lg.jp/

3 意見の提出方法

住所・氏名・年齢・意見をご記入の上、次のいずれかの方法で提出して下さい。

① 電子メール

電子メールアドレス: shi-anshin@city.kitakyushu.lg.jp

② 郵送

〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1-1

北九州市 市民文化スポーツ局 安全・安心推進課計画係あて

③ ファクシミリ

FAX番号: 093-582-3889 市民文化スポーツ局安全・安心推進課計画係あて

- 4 指定場所への持参
 - 市民文化スポーツ局安全・安心推進課
 - 市民文化スポーツ局広聴課各区役所総務企画課

4 意見様式

様式は自由です。 ※ 裏面の様式を参考にして下さい。

5 問い合わせ先

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市 市民文化スポーツ局 安全・安心推進課 計画係

TEL:093-582-2911 FAX:093-582-3889

電子メールアドレス: shi-anshin@city. kitakyushu. lg. jp

意見 提出用紙

「(仮称) 北九州市安全・安心条例」に規定する事項(案)について

0	この様	様式は	「参考」	ですが、	このままほ	きっていた	こだいて	も構いる	ません。	(用紙がる	下足す
7	3場合、	様式は	は問いま	せんので	、ご自分で	で用意く	ください。	。)			

0	いただいたご意見は、住所、氏名を除き公表することがあります。
0	いただいたご意見に対して個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。
	ご意見
	住所(所在地)
	氏名(団体、法人名)
	以有(凹件、広入有)

■ 年齢 (どれかひとつに〇)

10代・20代・30代・40代・50代・ 60代 • 70代 • 80代以上

性別(男性・女性)

男 • 女

「(仮称) 北九州市安全・安心条例」に規定する事項(案)について

北九州市は現在、「自らの安全は自らで守る」という意識の高揚を図り、市民、 事業者、行政などが、新たな「安全・安心まちづくり」を共に考え、その方向性を 明確化し、一丸となって取り組む契機とすることを目的とする「(仮称) 北九州市 安全・安心条例」の制定に向け、検討を進めており、このたび、この条例に規定す る事項(案)をとりまとめました。

1 背景

わが国では、この10年間、少子高齢化・情報化社会の進展や、大地震など自然災害に対する防災・減災意識の高まりなど、社会環境が大きく変化しています。これに伴い、管理されない空家等の増加、かつてない集中豪雨による土砂災害や浸水被害など、安全・安心に関する新たな課題が発生しています。犯罪についても、児童虐待やいじめ事件の増加、インターネットを介した犯罪、凶悪なストーカー事件、高齢者を狙った犯罪の多様化、脱法ハーブの乱用など、人間関係の希薄化、社会環境の変化に伴い、新たな問題が見られるようになっています。

本市では、全小学校区での防犯パトロール隊結成を契機に地域における防犯活動が活発化した結果、刑法犯認知件数もピーク時の半分以下に減少しました。

一方で、未解決の凶悪事件の影響もあり、平成24年度は、18年ぶりに「防犯、暴追」が市政要望の第1位、翌年度も第2位となるなど、さらなる防犯活動、体感治安の改善に向けた取組が求められるようになっています。

2 本市における安全・安心の課題

- ・地域防犯活動の参加者の固定化、高齢化が進んでいること
- ・犯罪発生、危険箇所などに関する情報が市民に浸透していないこと
- ・未解決の凶悪事件により、本市の治安イメージが著しく悪化していること
- ・ゲリラ豪雨によるアンダーパスの浸水など、新たな災害への対策が求められて いること
- ・適正な管理が行われない空家等の増加などにより、生活環境の改善が必要となっていること 等

3 経緯

平成25年7月、北九州市長から諮問を受け、付属機関「北九州市安全・安心条例検討委員会」を設置、条例の方向性や条例に盛り込む事項等について検討を行い、12月25日、同検討委員会から答申が提出されました。

このたび、答申を踏まえ、条例に規定する事項(案)をとりまとめました。

4 「(仮称) 北九州市安全・安心条例」に規定する事項(案)

【主な内容】

(1)目的

○市民や本市を訪れた人達が、安全・安心を実感できるまちを実現し、次の世代に継承する。

(2) 基本理念

- ○市民一人ひとりが、安全・安心に関する意識を高めて行動する。
- ○安全・安心に関する環境の改善や住民の絆を深める防犯活動等を推進する。
- ○市、警察その他の関係機関が相互に連携を深め、市民や地域団体の活動を支援するとともに安全・安心に関する相談や犯罪被害者、立ち直り等に対する支援体制の充実を図る。

(3) 取組にあたり配慮すべき事項

- ○特に、子ども、女性、高齢者及び障害者の安全・安心確保に留意する。
- ○青少年等がまちづくりの担い手に育つような取組を推進する。
- ○安全・安心を脅かす事態の未然防止や相談、支援の体制づくり等を推進する。
- ○安全・安心に関する情報発信が、市、市民等により、相互かつ市内外に向けて行われる。

(4) 各主体の役割

- 市 …警察等と相互に連携を図り、市民や地域団体、事業者等の取組が 円滑に推進されるために必要な措置を講ずる。
- ○市 民…安全・安心の確保について自ら知識を深め、主体的に行動すると ともに、地域の一員として、安全・安心に関する活動への積極的 参加や安全で安心な環境づくりに努める。
- ○地域団体…それぞれの地域において安全・安心に関する活動への取組や情報 の共有化を図り、安全で安心な環境づくりに努める。
- ○事業者…自身及び従業員について安全・安心に関する知識を深め、主体的 な行動及び安全・安心に関する活動への参加を積極的に促進する。
- ○学校等を設置し、又は管理する者
 - …家庭、地域団体及び関係機関との積極的な連携を図り、安全・安心に関する教育・啓発や安全・安心な環境づくりを推進する。

(5) 安全・安心まちづくりの方向性ごとの主体別取組み

- ① 安全・安心に対しての市民意識が高いまちづくり
 - ○各主体は、安全・安心に関する意識の高揚及び主体的な行動に努める。

- ○各主体は、自転車の安全確保や高齢者の交通事故防止、飲酒運転の撲滅など 交通安全を推進する。
- ○各主体は、警察その他の関係機関と連携し、暴力追放運動を推進する。
- ○各主体は、モラル・マナーの向上に努める。

② 安全・安心を意識した環境づくり

- ○市民は、安全・安心のため、地域活動への参加やこれを行う自治会等地域団体への加入に努め、地域団体、事業者、市は、参加しやすい環境づくりに取り組む。
- ○各主体は、所有する施設等に関し、安全・安心に配慮した環境整備を行い、 犯罪等が起こりにくい生活環境づくりに努める。
- ○各主体は、空家及び空地を適正に管理する。
- ○各主体は連携して、通学路等における安全・安心の確保に取り組む。
- ○市及び事業者等は、警察と連携して、悪質な客引きやスカウト行為の防止を 推進し、安全・安心に配慮した施設整備など、安全・安心な繁華街の環境づ くりを推進する。

③ 安全・安心に関する相談や支援体制等の充実

- ○各主体は連携して、地域における青少年の健全育成、非行及びいじめの防止、 青少年の居場所づくりに努める。事業者は、事業活動において、非行が起こ りにくい環境づくりに取組み、違法ドラッグの売買等非行を助長しない。
- ○市は、関係機関と連携して、非行に関する相談や就労支援など非行歴のある 青少年等の立ち直りを促進する体制づくりや支援に努める。また、事業者は、 その就労支援に努める。
- ○市は、犯罪や事故の被害者等に対する支援の仕組みづくりや相談体制を整備する。また、市民等が通報や情報提供を行いやすい仕組みづくりを行う。

④ 安全で安心な都市イメージ等の発信

- ○市は、安全・安心に関する情報を提供する仕組みづくりを行う。
- ○市は、市内外に向け、北九州市の取組及び成果を発信する。

(6)推進体制等

- ○市は、施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を策定する。 また、施策を円滑に実施するため推進体制を整備する。
- ○市は、条例の効果及び施策の進捗を検証するため、指標を設けて公表する。
- ○施策の推進にあたり、安全・安心に関する活動を行う市民等からの意見や 提案を聴取する。
- ○市職員は、安全・安心に関する知識を深め、活動に参加するよう努める。